

阿武町事業承継支援奨励金交付要綱

令和 2 年 10 月 1 日
告 示 第 59 号

阿武町事業承継支援奨励金交付要綱（令和 2 年告示第 50 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 本要綱は、町内の商工業者等の事業の継続及び発展のため、予算の範囲内において奨励金を交付し事業承継を支援することにより、町内商工業の振興と地域経済の維持発展を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業 統計法（平成 19 年法律 53 号）第 1 章第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療、福祉をいう。
- （2） 承継 事業若しくは事業の経営基盤を譲受人に引き継ぐことをいう。
- （3） 譲渡人 事業を承継した中小企業者又は小規模事業者
- （4） 譲受人 生業又は事業の経営基盤を受け継ぐ個人若しくは法人。ただし、譲渡人の配偶者及び一親等は除く。
- （5） 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 1 章第 2 条に規定するものをいう。
- （6） 小規模事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 1 章第 2 条第 5 項に規定するものをいう。

（奨励金の交付対象者）

第 3 条 奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 譲渡人のうち、事業承継時において、町内に 5 年以上続けて店舗又は事業所を有する者、又は町内に 5 年以上続けて店舗又は事業所を有していた廃業から 1 年以内の者
- （2） 譲受人のうち、本奨励金の申請時において、町内に住所を有す者、又は町内に住所を移す予定者で、山口県事業引継ぎ支援センターから承継に係る支援を受けた者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象から除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 過去に本奨励金の交付を受けた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（奨励金の区分と額、対象経費）

第4条 奨励金の区分と額は、別表1のとおりとする。

2 奨励金の対象経費は、別表2のとおりとする。ただし、譲受人の負担する経費のみ対象とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする譲渡人と譲受人は、事業承継した日から6ヶ月以内に、連名で阿武町事業承継支援奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

（審査会の設置）

第6条 町長は、申請書を受理した後、審査会を開催し、次の各号について審査するものとする。

- (1) 事業性（承継事業の収益性、経営基盤の活用性・発展性等）
- (2) 適格性（譲受人の譲渡人、商工会、金融機関との協力関係等）
- (3) 必要性（承継事業が地域に求められる貢献度等）
- (4) その他必要事項

2 町長は、前項に定める審査会の開催にあたり必要と認めるときは、譲渡人と譲受人に対して審査会への出席と説明を求めることができる。

3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

（奨励金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規程による書類の審査等により、奨励金の交付が適当であると認めたときは、阿武町事業承継支援奨励金交付決定通知書（様式第2号）により譲渡人と譲受人にそれぞれ通知するものとする。ただし、交付決定を行うにあたり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

2 町長は、前条の規定による書類の審査等により、奨励金の交付が適当でないと認めたときは、阿武町事業承継支援奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、譲渡人と譲受人にそれぞれ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の交付決定を受けた譲受人は、交付決定日より6ヶ月以内又は、交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、申請した事業承継に係る事業を完了し、阿武町事業承継支援奨励金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

（奨励金の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、奨励金の額を確定し、阿武町事業承継支援奨励金交付確定通知書（様式第5号）により、当該譲受人に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 譲渡人は決定通知を受けたときは、速やかに阿武町事業承継支援奨励金請求書（様式第6-1号）を町長に提出するものとする。譲受人は確定通知を受けたときは、速やかに阿武町事業承継支援奨励金請求書（様式第6-2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

（奨励金の概算払）

第11条 奨励金の決定通知を受けた譲受人は、奨励金の概算払を受けようとするときは、阿武町事業承継支援奨励金概算払請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

（奨励金の返還）

第12条 町長は、次の第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、譲受人から、第4号から第6号のいずれかに該当する場合は、譲渡人及び譲受人から、既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。ただし、代表者本人の死亡又は事故、災害等の事由により町長の承認を得た場合は、この限りでない。

- （1） 事業承継後、5年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。
- （2） 事業承継後、5年以内に事業所を町外に移転し、又は譲渡したとき。
- （3） 個人において、事業承継後、5年以内に町外に転出したとき。
- （4） 虚偽又は、不正な方法により奨励金の交付を受けたとき。
- （5） この要綱の規定に違反したとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（状況報告）

第13条 奨励金の交付を受けた譲受人は、事業承継をした年度以降5年間、毎年3月31日までに、事業承継報告書（第8号様式）と必要書類を添え、報告をしなければならない。

2 前項以外にも、町長が求める場合には、奨励金の交付を受けた譲受人は事業の

状況報告をしなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

承継の区分	譲渡人と譲受人の関係性	対象者	奨励金額
親族承継	第三親等内の親族(配偶者及び一親等は除く)	譲渡人	100 万円
第三者承継	第三親等外の親族及び親族以外の第三者	譲渡人 譲受人	100 万円 奨励金の対象経費の 1/2 の額（千円未満切捨て）。ただし、30 万円を下限とし 100 万円を上限とする。

別表 2 （第 4 条関係）
奨励金の対象経費

費目	概要
店舗工事費	建物・内装・設備・看板設置等
備品費	車両・什器・作業機械・コピー機等
その他	町長が特に認める費用

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

阿武町長 様

譲渡人 住 所

氏 名 印

譲受人 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金交付申請書

年度において、事業承継支援奨励金の交付を受けたいので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人と譲受人の関係は（ 親族承継・第三者承継 ）となります。

2 事業承継日 年 月 日

3 奨励金交付申請額 (1) 譲渡人 1,000,000 円

(2) 譲受人 円

(経費の 2 分の 1 上限 100 万円 下限 30 万円 千円未満切捨て)

4 添付書類

- 1) 履歴事項全部証明書、定款(法人)又は、開業・廃業届出書(個人事業主の写し)など事業の承継を証する書類
- 2) 譲受人の町税等の納税証明書又は、これに代わる書類
- 3) 関係性がわかる戸籍の写し(親族承継のみ)
- 4) 事業承継計画書
- 5) 経費の積算根拠がわかる見積書など
- 6) 予算書(精算書)

予算書（精算書）

収入の部

区 分	予算額	(精算額)	資金調達先
自己資金	円	円	
町奨励金	円	円	事業承継支援奨励金
その他	円	円	
合 計	円	円	

交付済奨励金額 円

支出の部

区 分	予算額	(精算額)	備考（具体的経費）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿武町長

阿武町事業承継支援奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿武町事業承継支援奨励金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿武町長

阿武町事業承継支援奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿武町事業承継支援奨励金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

記

不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業承継に係る事業
を下記のとおり実施したので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第8条の規定によ
り、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- 1) 経費の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- 2) 購入備品又は設備施工後の写真
- 3) 予算書（精算書）

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿武町長

阿武町事業承継支援奨励金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった阿武町事業承継支援奨励金については、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり奨励金の額を確定したので、通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

様式第 6－1 号(第 10 条関係)

年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった阿武町事業承継支援奨励金について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 10 条により、請求します。

記

1 請求額 _____ 円
(交付決定額 _____ 円)

2 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

1) 阿武町事業承継支援奨励金交付決定通知書のコピー

様式第 6－2 号(第 10 条関係)

年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった阿武町事業承継
支援奨励金について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 10 条により、請求しま
す。

記

- 1 請求額 _____円
(交付確定額_____円)
(既交付済額_____円)

2 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

- 1) 阿武町事業承継支援奨励金交付確定通知書のコピー

様式第7号（第11条関係）

阿武町事業承継支援奨励金概算払請求書

年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった阿武町事業承継支援奨励金について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----|--------|---------|
| 1 | 請求額 | 金 | 円 |
| | | (交付決定額 | 円) |
| 2 | 振込先 | 金融機関名 | (本・支店) |
| | | フリガナ | |
| | | 口座名義 | |
| | | 口座番号 | (普通・当座) |

添付書類

- 1) 経費の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- 2) 奨励金の対象経費に係る融資を証する書類（契約書等）

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

事業承継報告書

年度に承継した事業の 年 月 日から 年 月 日
までの期間中における状況等について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第 13 条
の規程により、次のとおり報告します。

事業経営状況	
事業評価	
事業課題	
今後の展望	
その他	

別紙添付書類

1) 直近の決算書類